

(案)
役務契約書

発注者と受注者とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年2月6日に交付した役務契約約款によって、公正な役務契約を締結し信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	第1号 カラーデジタル複写機保守点検業務
案件内容・仕様	別紙「仕様書」のとおり
契約金額 (税込み)	金 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)
納入期限	契約日から令和9年3月31日
納入場所・履行場所	青森県弘前市大字豊田二丁目2-4
契約保証金	免除
備考	

この契約書の締結の証として、本文書に対し発注者及び受注者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和 年 月 日

発注者 青森県弘前市豊田二丁目2-4
分任支出負担行為担当官
津軽森林管理署長 山田 亨 印

受注者

※紙による契約の場合は上記下線部分を削除し、「署名」部分を「記名押印」とする。

仕 様 書

1 契約の目的

受注者は、発注者の使用する複写機の機能保全のために、定期及び臨時に受注者の担当社員及び技術員を派遣し、常に正常な状態で機能が作動するよう保守及び調整、消耗品の交換を行うものとする。

2 対象となる機器及び設置場所

本契約の対象機器及び設置場所は次のとおりとする。

機 器	機 種	設 置 場 所
SHARP BP-50C65	カラー	津軽森林管理署 執務室

3 保守の実施

- (1) 受注者は、複写機の点検及び調整等を、毎月1回以上実施しなければならない。
また、併せてカウンターの数値確認作業を実施しなければならない。なお、3月におけるカウンターの数値確認作業は3月31日に実施することとする。
- (2) 受注者は、複写機が故障した場合は、発注者の請求によりただちに技術員を派遣して修理に着手し、発注者の業務に支障のないよう速やかに正常な状態に回復させなければならない。
- (3) 複写機の保守調整等に必要とされる部品（用紙及びステープラー針は除く）の費用は、すべて保守料金に含むものとする。
- (4) 複写機の保守、調整等に要する経費は、次の場合を除き、受注者の負担とする。
 - 1) 発注者の故意又は取扱上の重大な過失による場合。
 - 2) 受注者又は受注者の指定した者以外による改造修理及び分解を行った場合。
 - 3) 天災・地変その他これに類する災害による場合。

4 請求代金の計算方法

受注者は、当該月の総複写枚数に単価を乗じた金額に、消費税額を上乗せし、発注者の定めた手続きにより請求するものとする。

なお、3月期についてはカウンター数値確認作業実施後速やかに請求するものとし、遅くとも令和9年4月5日に津軽森林管理署に必着とする。

5 設置場所の変更

発注者は、設置場所を変更する場合は、あらかじめ受注者に通知するものとする。

6 コピー予定数量

モノクロ：コピー・プリント 月 5,500 枚×12ヶ月 = 66,000 枚
フルカラーコピー・プリント 月 3,000 枚×12ヶ月 = 36,000 枚

業務請負予定期額内訳書

物 件 名 : カラーデジタル複写機保守点検業務

機 器 : SHARP BP-50C65

設 置 場 所 : 津軽森林管理署 執務室

保守点検料金	種 別	複写(使用)枚数	単 価(円)	使用予定期数(枚)	契 約 月 数	契 約 料 金(円)	備 考
	モノクロ	1枚以上		5,500	12ヵ月		
	カラー コピー・ プリント	1枚以上		3,000	12ヵ月		
	保守点検料計						
	消費 税 (10%)						
	合 計						